消費者の相談相手

消費生活改善推進員がたんじょう

県は、消費生活行政をさらに推進するため、従来の消費生活モニター制度に代えて、本年度から「消費生活改善推進員制度」を実施することになりました。

これにより百二十人（従来のモニター制度七十人）の推進員を県内の全市町村に配置し、活動をはじめます。

制度のあらまし

この制度は、これまで県の消費生活モニターに依頼してきた物価や商品の動向についての調査やアンケート調査のほかに、消費生活に関する県の行政との間のパイプをより広く張りめぐらせて、消費生活の改善に役立てようとするものです。

例えば、皆さんが購入された商品になんらかの欠んがあった場合、購入先の商店などにかけあったがとりあってくれない、思うように解決しないといったとき、〝仕方がない、まあがまんしょう〟とつい泣きねいりしてしまう場合が少なくありません。

また、加工食品や日用雑貨など生活必需品の品質や表示のことについて、行政に対して、〝もっとこうしてほしい〟〝この点をこう改善したら……〟といった要望や意見もたくさんお持ちのことと思います。

このようなとき、身近かで「相談相手になってくれる人」が「推進員」です。

＜推進員に佐久間さん＞

このたび、県の消費生活改善推進員制度の発足によって、村からは、佐久間順さんが推進員に県知事から委嘱されました。

今後消費生活のことで「納得できない」「こうしてほしい」等々問題がありましたら気軽にご相談ください。

◎連絡先
横越村大字横越（川根谷内）
佐久間　順
電話㊀二二〇三番
㊁二二八四番

推進員の役割り

推進員は、皆さんから寄せられた「苦情相談」や、「意見、要望」などを消費生活センター又は県消費生活課に取り次ぎ、「消費者と行政との間のパイプの役割り」をつとめます。

消費者の皆さんがこの推進員を大いに利用されるとともに、商店など消費生活に関係のある方々がこの制度をよく理解され、推進員にご協力くださるようお願いします。

☆小林芳保氏に叙勲

前消防団長の小林芳保氏（70才）は、昭和四十九年春の叙勲に当って消防功労者として勲五等瑞宝章が授与されました。

さる五月九日には県知事から受賞の伝達があり、又、五月十五日には夫人同伴で皇居において叙勲に対する天皇陛下の謁見をうけられました。

同氏は昭和四十三年に藍授褒賞も受けられております。

講演会

『かしこい消費者となるため』

◎講師　日本消費者センター
理事長　内田保方氏
◎日時　六月二十一日　午後一時
◎会場　横越村公民館
◎主催　横越村

物価高、物不足、公害等々社会は複雑多岐になり消費者保護、および消費者教育等が緊急課題として各方面にとり上げられています。

このチャンスにぜひ受講されるよう特に主婦の皆さんのご出席を希望します。

参議院選挙 7月7日に決定

貴重な一票きけんせず、不在投票の活用を

参議院議員の任期満了にともなう通常選挙が、六月十四日に公示され、七月七日に投票することが決定しました。

投票日当日所用等で投票所へいくことができない場合は、不在投票できるかどうかを審査するものです。また前年度所得制限にかかった方も現況届をしてください。

不在投票は次により行ないますから、活用してください。

不在投票所

期間	6月14日～7月6日
時間	前8.30～後5.00
場所	横越村役場
印鑑と入場券を持参下さい（入場券未着の場合は印鑑のみ）	

児童手当 現況届をお早めに

児童手当受給者の皆さんが引き続き児童手当を受けるために、毎年現況届を提出していただいております。

この届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況および受給者が被用者であるか被用者以外の者であるかなど、その年の六月一日の状況を確認して六月から継続して受給している方（前年度の届出後厚生年金、国民年金等に変更になった方）は、証書または記号番号の写し。

なお、この現況届をしないと児童手当が支給されませんので忘れないで早めに手続きをしてください。

◎届出手続
受付　六月一日から
場所　横越村役場（住民課）
携行品　①印鑑
②厚生年金等に加入

国保でも 高額療養費を支給

四月一日から一人の被保険者が同じ月内に同じ医療機関（入院と通院と歯科は別）においてその医療機関に支払った医療費の自己負担金が三万円を超えるときに支給される制度です。ただし、来年九月までは自己負担金の全額を医療機関の窓口に支払いその診療を受けた月から二か月後に世帯主に対し、三万円を超えた額を支払います。

老人医療、妊産婦、乳児医療、心身障害者医療の該当者は、今までどおり窓口に払う必要はありません。

高額療養費の対象となるのは保険診療分だけで、特別室料、歯科で認められている差額徴収分等は対象外となります。

印紙税が変りました

五月から、最低が五十円に

五月から印紙税の税額が変りました。その主な改正点は次のとおりです。

◇金銭や有価証券の受取書
①五十万円を超える売上代金の受取書については、その受取金額に応じて印紙税がかかることになりました。（いままでは受取金額に関係なく一通につき二十円）
②売上代金の受取書で受取金額が五十万円以下のもの、及び売上代金以外の受取書は五十円の印紙がかかりますなお、営業に関係のない受取書には、従来と同じように印紙税はかかりません。
③受取書の免税点が、三万円未満に引上げられました。（いままでは一万円未満）

なお、「売上代金」とは、資産を譲渡したときの対価、資産を使用させることによる対価および役務を提供することによる対価をいいます。

◇不動産売買契約書、請負契約書、手形など。
従来から記載金額に応じて印紙税がかかっていた文書のうち、高額な記載金額のものについて印紙税額が上りました。

◇預貯金証書、委任状、物品売買契約書など。
印紙税が五十円になりました。（従来は二十円）

※印紙税のかかる文書は数多くありますので、わからないことは遠慮なく税務署におたずねください。

また、請負契約書、手形、

受取書に貼る印紙の金額
（売上代金の受取書に限る）

金額			印紙税
3万円未満			免税
3万円以上		50万円以下	50円
50万円を超え		100万円以下	100
100 〃	200 〃		200
200 〃	300 〃		300
300 〃	500 〃		500
500 〃	1,000 〃		1,000
1,000 〃	2,000 〃		2,000
2,000 〃	3,000 〃		3,000
3,000 〃	5,000 〃		5,000
5,000 〃		1億円以下	10,000
1億円以上			20,000

人権コーナー

私達の人権は正しく守られているでしょうか

（新潟県人権擁護委員協議会）

私達の日常生活に水や空気が欠かせないように、私達が幸福な生活を送るにはお互いに人権が尊重されていなければならないでしょう。

この大切な人権はみなさん方の不断の努力によって、保持しなければなりません。あなたの地域の人権擁護委員は、みなさんの良き相談相手になります。

当村のご理解とご好意によって本紙に「人権コーナー」を設けさせていただきました。これからたびたび、身近な事柄をとらえてみなさんとともに「人権」について考えていきましょう。

このようなとき、あなたならどうしますか。

〈心配ごと〉兄の長男を下宿させましたら、私の長女と変愛関係に入り本人たちは結婚する気でいます。いとこ同志の結婚は許されるでしょうか。

〈お答え〉いとこは四親等の血族ですから、法律上禁止されていません。（参照民法第七三四条、七三六条）

物品切手、株券などの最低税額は五十円になりました。（従来は二十円）

県民スポーツの日

十周年記念横越村大会

期日　六月十六日（日）
会場　横越小体育館、横越中体育館、武道館、横越中グランド
種目(1)バレーボール
(2)ソフトボール
(3)ボートボール
(4)柔道、剣道、銃剣道
(5)村内一周親子サイクリング

教育委員長に 田中 隆氏

坂井政一委員長の辞任に伴なう後任人事について、さる四月十七日教育委員会を開き委員の互選により教育委員長には田中隆氏、同代理に武藤伝能氏が決りました。

教育委員に 山崎賢隆氏

さる四月三十日をもって健康上の都合で辞任した坂井政一氏の後任として、小杉地区出身の山崎賢隆氏（42才）が教育委員に選任されました。

環境週間

6月5日（世界環境デー）を初日に 特に次の運動にご協力ください

- 河川をきれいにする運動
- ゴミの持ち帰り運動
- 公務、営業以外のマイカーの自粛

最近、河川や水路にゴミの投げすてがあとを断ちません。河川や水路は私達が生活する地球の大切な血液です。汚さぬよう、ゴミをすてないよう愛護しましょう。